

民主法律協会との協議等議事録（要旨）

計画調整局

- 1 日 時 令和7年4月22日（火）16時00分～17時00分
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 民主法律協会
- 4 協議等の趣旨 大阪・関西万博の開催に伴うライドシェアの規制緩和に反対する要望
- 5 出 席 者
(団体側)
代表者 他7人
(本 市)
計画調整局 3人
- 6 議 事
(1) 万博期間中に日本版ライドシェアを緩和する措置の目的及び必要性について
団体要望概要
 - ・万博期間中、タクシーの移動需要は、どの程度急増すると考えているのか。
 - ・タクシーの府域全域運行を可能とする「なにわモデル」など、日本版ライドシェアの緩和措置以外の手段では不十分なのか。
 - ・万博期間中の緩和措置として、なぜ「大阪府内全域運行」、「24時間稼働」が必要なのか。
本市説明概要
 - ・大阪府・市では、万博開催時のタクシー不足台数として、新たに1日あたり最大約1,880台のタクシーの確保が必要と試算している。
 - ・日本版ライドシェアは、試行実施の状況も踏まえ、国土交通省、大阪府・市、大阪タクシー協会による定期的なモニタリングにより需給状況を把握しながら、必要台数等について検討することとしており、タクシーと日本版ライドシェアの双方において、万博時の需給状況をそれぞれの特性を活かして相互補完することで、移動の足を確保したいと考えている。
 - ・万博では2,820万人の来場が見込まれており、移動ニーズに対応したおもてなしを実現するためには、府内観光地の周遊や駅・空港間等の往復利用を踏まえ、営業区域を跨いだ広域的な移動が必要である。
 - ・また、24時間営業の関西国際空港からは早朝から深夜まで観光客が到着し、大阪府

全域へ移動するとともに、深夜まで営業している飲食店やホテルなどが府内全域に点在していることなどを踏まえ、深夜も含めた24時間運行の環境が整っていることが必要と考えている。

(2) 試行実施について

団体要望概要

- ・試行実施の結果はどうであったのか。
- ・「安全運行に向けたノウハウの蓄積に向けて」と回答にあるが、大阪市は日本版ライドシェアの安全性について、何らかの調査をしたり、報告を受けたりしているのか。
- ・国土交通省は、日本版ライドシェアの運行台数を試行実施時比1.5倍となる315台稼働させることを発表したが、誰がどのような根拠・基準で決定したのか。
- ・また、6月以降の必要台数は稼働状況等を踏まえて判断されるとのことだが、誰が、いつ、どのような根拠・基準に基づき、判断されるのか。

本市説明概要

- ・試行実施に関し、タクシー事業者の声をヒアリングしたところ、「国への申請締め切りが早く、準備が間に合わなかった」、「ドライバーの採用活動や研修等には2か月程度必要」、「試行が中断してしまうとドライバーが離職してしまう恐れがある」等の声があった。
- ・これらの声から、多くの事業者が参画するためには、十分な周知・準備期間が必要であるとともに、ドライバーを増やすための期間と試行の継続が必要との評価を行ったところである。
- ・「安全運行に向けたノウハウの蓄積」については本市ではなく、各タクシー事業者において行っているが、日本版ライドシェアの安全性について、現時点で運行車両の事故等があったとの報告は受けていない。
- ・また、5月までの運行台数については、国土交通省と様々な議論、調整の中で合意に至ったものであり、6月以降は、国土交通省、大阪府・市、タクシー協会で需給バランス等のモニタリングを行い判断していく予定であるが、詳細については現在協議中である。

(3) 大阪市の取組について

団体要望概要

- ・大阪市域等での日本版ライドシェアの安全性を担保するために、大阪市はどのような制度を設けているのか、またどのような取組をしているのか。

本市説明概要

- ・日本版ライドシェアは、国が安全対策を踏まえて構築した制度であり、本市として特段の制度は設けていないが、今後も問題が起きていないか注視していく。